

○堺市地域公共交通活性化協議会事務局規程新旧対照表（傍線の部分は改正部分）

改 正 前	改 正 案
堺市地域公共交通活性化協議会事務局規程	堺市地域公共交通活性化協議会事務局規程
(省略)	(省略)
(公印)	(公印)
第 7 条 協議会の公印は別表 1 のとおりとする。	第 7 条 協議会の公印は別表 1 のとおりとする。
2 規約第 1 3 条第 3 項の規定に基づく分科会の公印は別表 2 のとおりとする。	2 規約第 1 3 条第 3 項の規定に基づく分科会 <u>の</u> に定めがある公印は、別表 2 のとおりとする。
	<u>3 公印の使用区分は、別表 1 および別表 2 に定める。ただし、会長が特に必要と認める場合はこの限りではない。</u>
3 前 2 項の公印は事務局長が保管する。	3 <u>4</u> 前 2 項の公印は事務局長が保管する。
4 事務局長は、公印ごとに台帳（別紙様式）を作成し、整理及び保存をしなければならない。	4 <u>5</u> 事務局長は、公印ごとに台帳（別紙様式）を作成し、整理及び保存をしなければならない。
5 公印を使用するときは、事務局長の許可を得なければならない。	5 <u>6</u> 公印を使用するときは、事務局長の許可を得なければならない。
(省略)	(省略)
附 則	附 則
この規程は、令和 4 年 1 2 月 2 2 日から施行する。	この規程は、令和 4 年 1 2 月 2 2 日から施行する。
附 則	附 則
この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。	この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
	<u>附 則</u>
	<u>この規程は、令和 年 月 日から施行する。</u>

改 正 前							改 正 案						
別表 1（第 7 条第 1 項関係）							別表 1（第 7 条第 1 項関係）						
名称	形状	書 体	寸法 (ｼﾘﾏｰﾄ ﾙ)	用途	個 数	管理 者	名称	形状	書 体	寸法 (ｼﾘﾏｰﾄ ﾙ)	用途 使用区分	個 数	管理 者
堺市地域公共交通活性化協議会会長之印	堺市地域公共交通活性化協議会 会長之印	てん書	27×27	会長名をもつて発する文書	1	事務局長	堺市地域公共交通活性化協議会会長之印	堺市地域公共交通活性化協議会 会長之印	てん書	27×27	会長名をもつて発する文書 ・委員就任に関する文書 ・契約業務に関する文書	1	事務局長